

学術コミュニケーション

連邦政府資金による研究へのパブリック・アクセス：Cornyn-Lieberman 法案と CURES 法案 (Ray English, Peter Suber)

English, Ray and Suber, Peter. Public access to federally funded research: The Cornyn-Lieberman and CURES bills. *C&RL News*, June 2006. Vol.67, No.6.

<<http://www.ala.org/ala/acrl/acrlpubs/crlnews/backissues2006/june06/fedfundedresearch.htm>>

税金で賄われる研究 (taxpayer-funded research) へのパブリック・アクセスを著しく増大させる非常に重要な二つの立法が米国上院に提出された。上院議員 John Cornyn¹⁾ (共和党, テキサス州) と上院議員 Joseph Lieberman²⁾ (民主党, コネチカット州) が共同提案した連邦政府研究パブリック・アクセス法 (*Federal Research Public Access Act*) 2006³⁾は, 連邦政府資金による研究 (federally funded research) の成果である査読雑誌[掲載]のすべての論文 (peer-reviewed journal article) について実質的に出版 6 ヶ月以内に無料のオンラインアクセスを要求するものである。

Lieberman が提出し, 上院議員 Thad Cochran⁴⁾ (共和党, マサチューセッツ州) が共同提案者となった米国治療センター法 (*American Center for CURES Act*) 2005⁵⁾は, 保健社会福祉省 (HSS: Department of Health and Human Services) 内の機関が出資した研究に対して同様の条項を持っている。

これらの法案は連邦政府資金による研究へのパブリック・アクセスを獲得する進行中の取り組みの大きな進歩を示す。それらは, 米国の大学・研究図書館コミュニティから強い後押しを受けている。

立法の理論的根拠

Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案のパブリック・アクセスの条項の両方についての理論的根拠 (rationale) はわかりやすい。連邦政府は, 保健, 科学および他の分野における多様な研究への助成に年間 550 億ドル以上支出している。米国国立衛生研究所 (NIH: National Institute of Health) が助成する研究だけで 1 年につき 60,000 件以上の査読済み論文に結びつく。このような研究の成果への広範で, 迅速で, 容易なアクセスは, それを応用し, 踏まえようと望んでいる他の科学者および学者から医療関係者, 患者, 製造業者, 教師, 学生, 政治家, 非営利団体および市民までにとって不可欠である。税金で賄われる非機密研究に対するアクセスを納税者に提供することは, 医療 (health care) や人口コントロール (population control) からエネルギー依存性 (energy independence) や公衆安全 (public safety) にいたる研究や研究のすべての便益を進展させるだろう。

公的助成を受けた研究成果を配布する現在のシステムは、ひどく破綻し、アクセスを厳しく制限している。納税者は研究に支出し、その上研究者の給料も支払っていることが大変多い。研究論文は査読雑誌に出版され、それは購読料金あるいは論文単位のアクセス料金を請求する。雑誌の購読費用は、20年以上にわたって物価上昇率の3倍以上、上昇しており、ほとんどの図書館は、雑誌購読の大半を負担しきれなくなっている。

その上、雑誌は通常、著作権を保有することを望んでいる。**Cornyn-Lieberman** 法案および **CURES** 法案のパブリック・アクセス条項の基本原則は、納税者に彼らが税金を通じて助成している研究成果へ無料のオンラインアクセスを提供することである。

上院議員 **John Cornyn** は連邦政府研究パブリック・アクセス法 2006 について「この立法は、政府にとって研究への私たちの投資を改善し、投資についての高い収益を保証する機会を提供する。私たちは、このような情報をすべての潜在的な利用者とともに速やかにかつ広範に共有することによって、科学を推進させ、新しい発見や技術革新の速度を加速し、国内外の人々の生活と福祉を改善することができる。」と述べた。

Cornyn-Lieberman 法案の条項

Cornyn-Lieberman 法案は、1 億ドル以上の外部研究 (extramural research) 予算を計上している連邦政府機関に対して、法案が通過してから 1 年以内にパブリック・アクセス方針を策定することを要求するものとなろう。各機関が策定する方針は、全部であれ、一部であれその機関が助成する研究者と同じく雇用している研究者を対象とするものとなろう。特に、その方針はそれらの研究者に、査読雑誌での出版が受理された原稿の電子コピーの研究助成した機関への提出を要求するものとなろう。その方針はまた、それらの原稿が連邦政府によって維持管理される「安定した電子リポジトリ」か、助成機関が承認したリポジトリでの保管を要求することになる。公衆は、出版後できるだけすぐに实际的に、しかし 6 ヶ月を越えることなく、原稿に対する無料のオンラインアクセスを獲得することになる。また、本方針は、出版社に対して査読済みの著者の原稿の最終版を論文の最終版と置き換える代替手段を与えることになる。

本法案は、実験ノートや予備的データ分析や著者のノートや電話記録のような「最終原稿の作成に使用された情報」へのパブリック・アクセスを要求していない。法案はまた、機密調査や著者に収入やローヤルティを生み出す著作に結実する研究や特許となりうる発見を除外している。また、雑誌に著作を投稿しなかった著者や査読雑誌での出版が承認されなかった作品の著者は本立法の範囲外である。

CURES 法案の条項

米国治療センター法 (*American Center for CURES Act*) 2005 の目的は、米国国立衛生研究所内に米国治療センターを創設することである。センターの任務は基礎研究を治療に翻訳することになる。その法案はこの目的を具体化するための広範な条項を持っている。

法案の 449H 条は、HHS 内の機関が出資したすべての研究の査読済みの最終原稿が、国立医学図書館の電子アーカイブである PubMed Central で広くアクセス可能となるように要求することになる。また、法案は、それを遵守しない場合、助成機関が将来の助成を拒絶する根拠となりうることを明確に記載している。

CURES 法案は NIH、疾病対策予防センター (Centers for Disease Control and Prevention)、医療研究機構 (Agency for Healthcare Research) および他の HHS 機関が助成する研究を網羅するものとなる。HSS 機関は、合計すると米国政府が助成している研究の半数を超える割合を占める。

Sabo 法案の強化

Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案は、連邦政府資金による研究へのパブリック・アクセスの提供のために策定された早期立法を格段に強化するものである。2003 年 6 月に Martin Sabo (民主党, ミネソタ州)⁶⁾が提案した「科学へのパブリック・アクセス法 (Public Access to Science Act)」⁷⁾は、連邦政府資金による研究が著作権法の保護から免れることによってオープンアクセスを達成することを試みた。Sabo 法案は事前に図書館コミュニティから詳細に吟味されなかったが、重大な誤りがあった。著作権法を修正しようとすることによって、コンテンツ産業やそれ以外にオープンアクセス方針を支持するかもしれない、阻害された一部の機関からさえも広範な反対を招いた。それは、連邦政府資金による研究をパブリック・ドメインに置くことを義務化した一方で、公衆にオンラインでアクセス可能になることを全く保証していなかった。

反対に、Cornyn-Lieberman 法案および CURES 両法案とも、オープンアクセスを義務化するが、著作権法の修正もなければ研究をパブリック・ドメインに置くことも要求しない。その代わりに、両法案は[助成]機関に複製し、出版し、それ以外に連邦政府の目的で著作を使用する「連邦政府目的ライセンス (federal purpose license)」を発動し、あるいは機関にそれ以外の者が同様のことをする許可を与えるものである (2CFR215.36[a]および 45CFR74.36[a])⁸⁾。

手短かにいえば、Sabo 法案はオープンアクセスを提供することなく、連邦政府資金に

よる研究をパブリック・ドメインに置く一方、Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案は、パブリック・ドメインに置くことなく、連邦政府資金による研究へのオープンアクセスを義務化することになる。

NIH の方針との比較

Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案は、NIH が昨年 5 月に発表したパブリック・アクセス方針を著しく強化することになる。NIH の方針は自主的なもの (voluntary) である。すなわち、研究者は PubMed Central に査読済みの最終原稿を提出することを推奨されるが、彼らはそうすることを要求されていない。また、NIH の方針は、出版から PubMed Central を介したパブリック・アクセスまでに 12 ヶ月以内の遅れや掲載禁止 (embargo) を認めている。Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案は、現行の NIH の方針を、保管の義務化と保管からオープンアクセスまでの許容される遅れを 12 ヶ月ではなく、出版 6 ヶ月に短縮することで超えている。

NIH の方針は採択前の出版社のロビイングによって弱体化し、その目標を達成していない。その証拠は研究者の参加率が極めて低いことである。今までのところ、資格を有する原稿のたった 3% から 5% しか本方針の下で保管されなかった。保管が要求されていないので、大半の研究者はこのような特別な段階を踏まなかった。さらに、彼らは出版社からできるだけ長い期間、NIH に提出する原稿を引き留めるように圧力を受けることが多かった。NIH はパブリック・アクセス方針を認める連邦政府目的ライセンスを発動させることができたが、その代わりに出版社の同意によることを決定した。その結果、NIH 助成著者についての方針を持つ大半の出版社は、保管について 12 ヶ月の掲載禁止を強制することを選択した。対照的に、Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案は出版社の同意によらず、従って出版社の抵抗を受入れなかった。それらの法案は義務化によって参加と適時性の両方を確保している。

NIH がその方針の実施を評価するために設置した諮問グループは、NIH のパブリック・アクセス方針の失敗を認めた。パブリック・アクセス・ワーキンググループの 11 人の委員中 9 人は、NIH が PubMed Central にすべての NIH 助成研究を保管することを要求するための方針改訂の勧告に 2005 年 11 月 5 日に賛成した。委員会はまた、NIH に保管とアクセス要求の最終期限を 6 ヶ月とするように勧告した。国立医学図書館の評議会 (Board of Regents) は 2006 年 1 月に同様の勧告を NIH に対して行った。Cornyn-Lieberman 法案および CURES 法案が通過した場合、ワーキンググループや NLM 評議会の勧告が採択されなくとも、このような変革を NIH にもたらす。逆にそれらの勧告が採択された場合、法案が通過しなくとも、NIH の方針に新しく、より高度な Cornyn-Lieberman および CURES の標準をもたらすことになる。

米国上院が NIH に対して 2004 年 6 月にパブリック・アクセス方針を採択するよう

に指示した際、パブリック・アクセスの義務化と 6 ヶ月の期限を要求した。したがって、その意味で、ワーキンググループの勧告並びに **Cornyn-Lieberman** 法案および **CURES** 法案は NIH の方針を議会の当初の意図に沿うところまで連れ戻すことになる。

超党派および国際的支持

連邦政府資金による研究へのオープンアクセスの原則について超党派の議会の支持があるのを見るのは特に勇気づけられる。**Cornyn-Lieberman** 法案および **CURES** 法案の両方とも保守的な共和党員と穏健な民主党員によって提案されている。それらは、両党から一層の支援を受けるはずである。保管を義務化する提案を含む、早期の NIH のパブリック・アクセス方針に対する議会の支持もまた、政党の両陣営から来ていた。

Cornyn-Lieberman 法案、**CURES** 法案のパブリック・アクセス条項および NIH の方針の改訂提案は納税者が助成した研究へのパブリック・アクセスの原則についての増大する世界中からの支持の一部である。英国は政府が助成したすべての研究に適用するであろう類似の方針の採択に向かって動いている。英国の大学における研究の大部分に対して助成している、英国の研究評議会（**RCUK: Research Councils of the United Kingdom**）は、下院科学技術特別委員会報告の 2004 年の勧告に従って、政府資金による研究のオープンアクセス機関リポジトリや分野別リポジトリへの保管を要求する方針の草案を 2005 年に発表した。**RCUK** の最終方針が間もなく発表されることが期待される。他の諸国も類似の方針を検討中である。

図書館員にとっての重要性

Cornyn-Lieberman 法案および **CURES** 法案が採択された場合、連邦政府資金による研究の成果へのパブリック・アクセスを大幅に増すことになる。その採択により、教員、学生、他の研究者並びに一般公衆のアクセスが大幅に伸びることになる。両法案は査読雑誌のシステムを保護する。両法案は著作権法に変更を加えないままとし、外部の被助成者が論文の著作権を保護することを許可し、著作権を雑誌に譲渡することを認めている。研究が広くアクセス可能になる前の 6 ヶ月の遅延は、潜在的購読やライセンスの中止から雑誌出版社を保護するだろう。雑誌が、出版された論文の最終版を著者自身がリポジトリに保管することを認めないならば、雑誌はそれらを配布する排他的な権利を持つだろう。

SPARC が先導する図書館や公益グループは、これらの法案の展開と導入に当って **Cornyn** および **Lieberman** 議員の事務所と熱心に働いた。**Cornyn-Lieberman** 法案および **CURES** 法案のパブリック・アクセス条項は、大学・研究図書館コミュニティの代表者によって注意深く検討されつつある。

これらの法案は科学、技術および医学研究へのアクセスを変貌させるまたとない機

会である。それらの法への通過は、政府助成研究に対する世界中のパブリック・アクセス運動へ、そしてオープンアクセス運動全般に大きな弾みを与えることになる。あなたの議員に両方の法案の共同提案者になることを要求し、また、いったん、それに匹敵する法案が提案されたなら、あなたの代表が下院でそれらを支持するように促そう。

著者について

Ray English はオーバリン大学図書館長、ACRL 学術コミュニケーション委員会の委員長および SPARC 常置委員会の委員長である。e-mail: Ray.English@oberlin.edu
Peter Suber は公共知識のオープンアクセス・プロジェクトの責任者、SPARC の上級研究員およびアールハム大学哲学研究教授である。e-mail: peters@earlham.edu

訳注

1) <http://cornyn.senate.gov/>

2) <http://lieberman.senate.gov/>

3) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d109:s.02695:>

4) <http://cochran.senate.gov/>

5) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d109:s.02104:>

6) <http://sabo.house.gov/>

7) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c108:H.R.2613:>

法案の紹介が以下の記事にある。

名和小太郎. 科学への公衆アクセス法案. 情報管理. Vol.48, No.11 (2006)
p.743-744.

http://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/48/11/743/_pdf/-char/ja/

8) The 2 CFR 215.36(a) government license.

http://a257.g.akamaitech.net/7/257/2422/11feb20051500/edocket.access.gpo.gov/cfr_2005/janqtr/2cfr215.36.htm

The 45 CFR 74.36(a) government license.

http://www.peo7.com/CFRFiles/PEOusCFR_45PUBLICWELFARE_119259.htm